

○主な改正内容

・組織の変更

公共・公益施設名	主管課等	土地・施設の帰属等	施設の管理引継
道路	建設部土木課、白山市ろく産業土木課、美川支所総務課、鶴来支所総務課	白山市、国土交通省(国)、石川県	白山市、国土交通省(国)、石川県、松任土地改良区その他関係する土地改良区、町内会等
公園、緑地等	建設部公園緑地課	白山市	白山市
河川、水路、調整池	建設部土木課、白山市ろく産業土木課、産業部農業振興課、美川支所総務課、鶴来支所総務課、松任土地改良区その他関係する土地改良区、手取川七ヶ用水土地改良区、生産組合	白山市、国土交通省(国)、石川県、手取川七ヶ用水土地改良区	白山市、国土交通省(国)、石川県、松任土地改良区その他関係する土地改良区、手取川七ヶ用水土地改良区、生産組合
上水道、飲料水供給施設、営農飲雑用水施設、小規模給水施設、専用水道、簡易水道、簡易専用水道、工業用水道	上下水道部水道建設課、鶴来上下水道センター、簡易水道組合等	白山市、簡易水道組合等	白山市、簡易水道組合等
公共下水道、集落排水施設	上下水道部下水道建設課、鶴来上下水道センター	白山市	白山市
消防水利	総務部危機管理課	白山市、町内会等	白山市、町内会等
廃棄物集積所	市民生活部環境課	白山市(寄附)	町内会等地元管理

・土地開発事前協議書の締切日の変更

(土地開発事前協議)

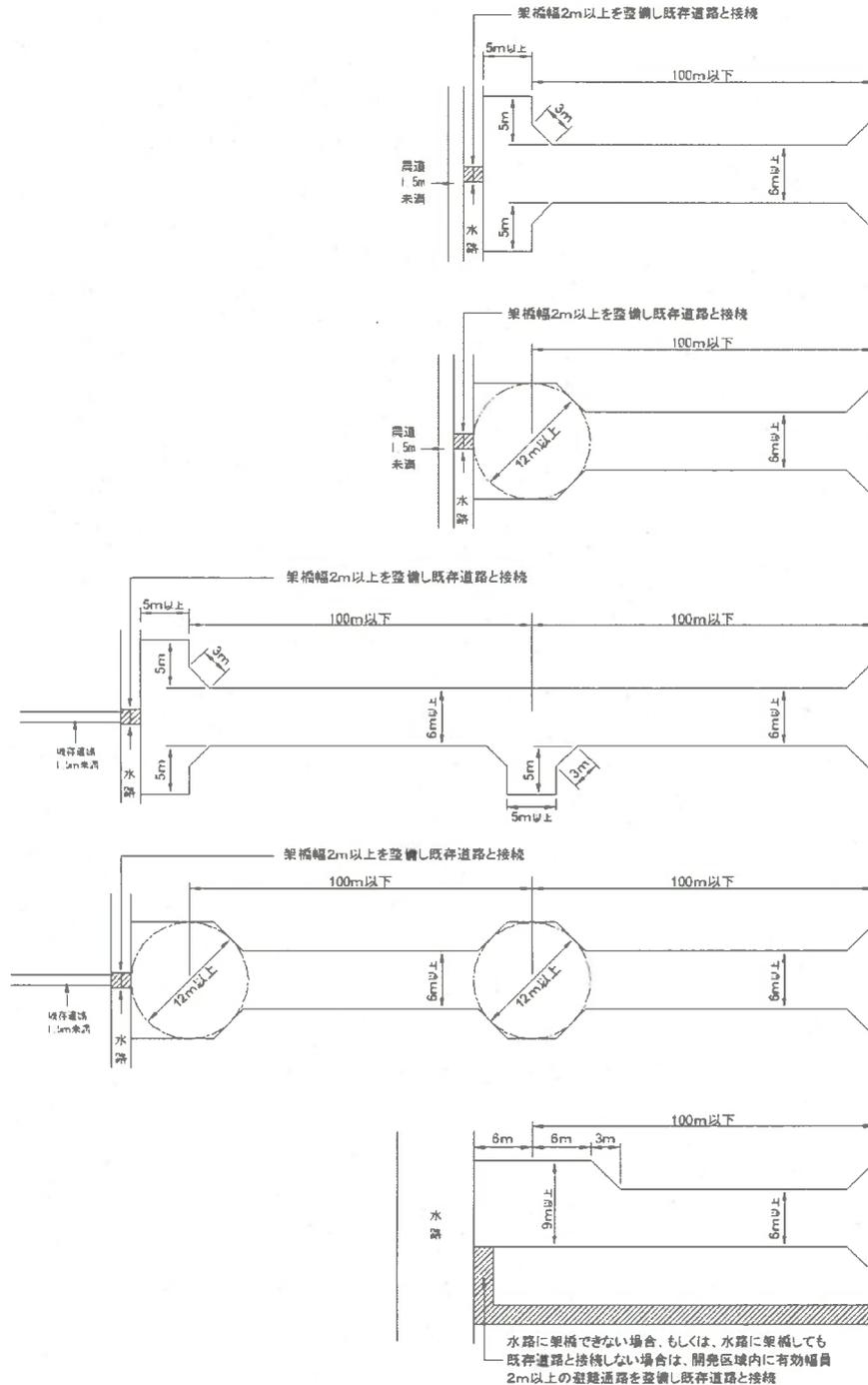
第6条 土地開発者は、法又は農地法(昭和27年法律第229号)に基づく申請を行う前に関係機関と協議し、次に掲げる日(当該日が白山市の休日を定める条例(平成17年白山市条例第3号)に規定する休日(以下「休日」という。)の場合は、その翌日)に開催される土地開発審査会の10日前の日(当該日が休日の場合は、その前日)までに、土地開発事前協議書(様式第1号)を市長に提出するものとし、内容を変更する場合についても同様とする。ただし、本文の申請を行う日から土地開発審査会が開催される日ま

での間に4日以上連続する休日がある場合は、当該審査会の15日前までに本文の協議書を提出するものとする。

- (1) 4月から翌年1月まで 毎月10日、20日及び30日（ただし、12月30日は除く。）
- (2) 2月 10日及び20日
- (3) 3月 1日、10日、20日及び30日

・ 転回広場の基準変更

転回広場形状図（縮尺：フリー）



- ※ 避難通路の幅員は、2メートル以上とし、建築基準法第42条第1項各号・第2項に規定する道路若しくは幅員7.5センチメートル以上の避難上有効な農道若しくは溝畔に接続すること。
- ※ 架橋により既存道路と接続できない場合には、開発区域内に有効幅員2mの避難通路を整備すること。
- ※ 避難通路と接続する農道若しくは溝畔との間に高低差がある場合には、開発区域内で段差の解消を図る施設（階段・スロープ）の設置を行うこと。

・様式の変更

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

土地開発事前協議書

（あて先）白山市長

（土地開発者） 住所

氏名

印

電話

（代理人） 住所

氏名

電話

次の土地開発について、白山市土地開発指導要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて提出いたします。

土地開発の名称	
土地開発の位置	白山市
土地開発の面積	m ²
土地開発の目的	(区画、 棟、 戸数、 駐車場 区画)
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日
※受理年月日	年 月 日
※受理番号	建住 第 号

※印欄は、記入しないでください。

◎土地開発の目的欄には、分譲宅地は区画数、共同住宅は棟数、戸数及び駐車場区画数を記入してください。

◎土地開発の目的が工場、店舗等の場合は、業種を記入してください。

◎提出先：建設部建築住宅課 提出部数：1部（次の添付書類を含む。）

添付書類

- ・位置図 1/2,500～1/3,000
- ・地積図（公図）
- ・造成計画平面図 1/500～1/100
（建物がある場合は建物、駐車場がある場合はその配置、乗入箇所を記入）
- ・造成計画断面・構造図（擁壁等） 1/50～1/100
- ・排水施設計画平面図、給水施設計画平面図 1/500～1/100
（自己住宅の目的で行う開発行為にあつては、給水施設計画平面図は除く。）
- ・現況写真
- ・その他関係図面：必要に応じ添付
- ・市街化調整区域内の場合は理由書（土地利用の理由を記入）

※受付印欄

第 号
年 月 日

様

白山市長

印

土地開発事前協議指示書

年 月 日付け受理番号 号にて提出のありました件について、審査しましたので白山市土地開発指導要綱第6条第2項の規定により、次のとおり土地開発事前協議指示書を通知します。

指示書番号	
土地開発の目的	
土地開発の位置	
土地開発の面積	
協議内容及び担当課	